

「地方消費税」の清算基準見直しの再考を求める意見書

千代田区をはじめとする特別区は、日本の首都に集中・集積する事業所等の経済活動やそこで働く従業者とその家族の生活を支え、日本の社会経済をリードする役割を果たしています。また、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、次世代や高齢者支援、帰宅困難者対策を含む防災・減災対策、更には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安全・安心なまちづくりなど多くの課題を解決していかなければなりません。一方、千代田区をはじめとする特別区では、身を切る行財政改革に取り組み、行政のスリム化を図るとともに、限りある財源の中で住民福祉の向上に努めているところです。

こうした中、平成9年4月、地方税源の充実のために、消費税が5%へ引き上げられた際に創設された「地方消費税」については、消費税率8%の現在では、その内1.7%分が地方の貴重な財源となっている状況であります。

今般、「地方消費税」の応益性の観点から最も重要な最終消費地の捉え方やそのエリアでの従業者数が特別区を含む東京都に集中する結果、東京都への配分額が突出するとされ、現在の財・サービスの販売額基準（配分率75%）や従業者数（配分率7.5%）という清算基準が必ずしも適切ではないとの議論があり、国は販売額基準を50%に変更し、従業者数基準を廃止し、人口の配分率17.5%を50%へ見直しを図ろうとしています。

しかし、最終消費地を適正に調査する統計データの捕捉率の向上などが最優先であり、また、地域ごとの消費傾向や購買力の違いを認めるとともに、従業者の消費への寄与度も一定評価しなければ公平な基準となりません。更に、地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの収入を比較すると、東京都はほぼ全国平均であり、既に偏在は調整されていると言ふべきです。

よって、一見すると自治体間が対立し財源を奪い合うような様相を呈する今回の見直しは、本来の地方自治の姿には程遠く、千代田区をはじめとする全国の各地域が、共に発展するような税制や財源上の更なる調整機能のあり方や地方税の原理・原則を根本的に検討することを強く要望し、今回の見直しについては再考を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年12月11日

千代田区議会議長 松本佳子

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 野田聖子 殿